

金銭の取り扱いに関して

○概要

櫓祭での展示は、利益追求を目的とする営利活動・不適切な物の販売などを行うことはふさわしくありません。

そこで、金銭の絡む行為に関して、本部から一定の制限をかけさせていただきます。

○申請が必要な行為

商行為・入場料・募金などの来場者から任意・強制問わず金銭を徴収する行為。

以上の行為に関しては、各行為を行う目的や行為の具体的な内容を「金銭取り扱い申請書」に記入し事前に本部への申請が必要です。

その申請内容を元に本部・学生生活課で査定し、査定を通過した行為のみ認められます。

なお、認められるか分からない行為に関しては櫓祭本部までご相談ください。

認める基準としては、利益追求を第一の目的としていないか、企業色はないか、学園祭におけるふさわしい展示であるかななどを考慮します。

また、本祭中以外でお客と金銭の絡む行為が発生する場合におきましても、1度櫓祭本部までご相談ください。

▶商行為（喫茶など）

有形財（物品や飲食物など）もしくは無形財を提供し、その対価として金銭を受け取る行為を指します。これは利益追求を第一目的としない場合のみ認められます。具体的な内容の欄には、販売する物・値段など詳しく書いてください。

ここに書かれなかった、または認められなかった物が当日の見回りで販売されていたり、歩き売りが発覚した場合、展示の取りやめなどの処分が下される場合があります。提出後の変更に関しては原則として認めませんが、変更を希望する場合は本部にご相談ください。

▶入場料

企画場所へ入場するにあたって金銭を取る行為を指します。企画場所に入った来

場者に強制的に代金を要求する、入場するために何かを購入することを義務付けることも入場料に含まれます。

▶募金

来場者から任意で募った金銭を、外部の団体に流す行為を指します。

募金は、以下の条件をすべて満たす場合にのみ認められます。

- ・募金は必ず企画場所で行い、企画内容に関連性があり、公益性があること
- ・募金を行っている旨および募金した金銭の寄付先を来場者に明示すること
- ・櫓祭後に、集めた金銭を寄付したことを示す領収書・報告書を本部・学生生活課に提出すること

意義の欄には団体の活動と目的や概要を書いてください。

具体的な内容の欄には、企画書参照とお書きください。

また別途企画書の提出を合わせてお願い致します。

企画書には期間、目的・趣旨、寄付先や募金回収方法、企画詳細、仕入れや必要物品、予算等詳しくご記入ください。

▶その他

金銭を取り扱うが、商行為・入場料・募金のどれにも該当しない行為を指します。例えば部活動やサークルの次回公演費用に充てるなどはその他に丸をし、具体的な内容の欄に詳しく、どのように集めたお金を使うのかを記入してください。

繰り返しになりますが、金銭取扱い申請書に記載されていなかったものが販売されている場合や歩き売りなどの違反行為が発覚した場合、展示の取りやめなどの重い処分が与えられる可能性があります。

無事安全に櫓祭が行われるようご協力をお願い致します。

金銭取扱い申請書はすべて黒のボールペンでご記入をお願いします。

※金銭取扱い申請書の提出期限は 10月1日(金)13時 までとなります。